

とやまの食販売等緊急支援事業 よくある質問

目次

【①事業概要・事業内容について】・・・P5～

- Q1-1 申請は店舗毎ではなく、事業者毎でよいか
- Q1-2 今回の「とやまの食」は昨年も実施した事業か
- Q1-3 インターネット等を活用した販売拡大が必須の取組とあるが、これは事業費のうちどれだけの割合を占める必要があるのか（取組の主であるべきか）
- Q1-4 感染防止対策のため、対面販売をしないように、自動販売機を導入予定だが、この事業を活用できるか
- Q1-5 外注先の業者は県外の業者でもいいのか

【②申請対象について】・・・P5～

- Q2-1 販売拡大に向けての宣伝・広告費（看板・インターネットを利用した広告・インターネット以外の広告・のぼり旗・新聞折り込み代等）は補助対象になるか
- Q2-2 県産のお酒をネットで販売することを検討中だが、対象になるか
- Q2-3 ECモールのリニューアルなどにかかる経費も申請対象になるか
- Q2-4 加工場の感染対策の費用も対象になるか
- Q2-5 すでにあるHPは対象になるか
- Q2-6 指導・助言等をうけるために依頼した外部の専門家等の飲食費は経費として認められるか
- Q2-7 旅費の中に、高速料金は含まれるか
- Q2-8 公共交通機関が使えない場合、タクシー代やレンタカー代は補助対象になるか

- Q 2—9 期間中に複数回の展示会等を開催する場合、複数回分の展示会経費の申請を、一度にまとめて行うことは可能か
- Q 2—10 商品開発のために本事業で補助を受けた試作品(サンプル)は販売してはいけないのか
- Q 2—11 HPの開設やリニューアルは必須か
- Q 2—12 キッチンカー等を利用した移動販売も対象になるか
- Q 2—13 来年度からHPで使用するための商品撮影やページ作成にかかる経費は対象になるか
- Q 2—14 製造ではなく販売だけでも申請の対象になるか
- Q 2—15 富山県中小企業リバイバル補助金(第3次)に申請中だが、機器を導入したのでこちらの支援金にも申請は可能か
- Q 2—16 新商品製作のための機器の導入は対象経費になるのか
- Q 2—17 事業内容の変更は可能か(新商品パッケージの製作枚数の減)。
- Q 2—18 既存商品のパッケージを新しく開発するための費用は事業の対象になるか
- Q 2—19 袋や段ボール等を開発したとして、実際の袋・ダンボール製造に係る費用は対象になるか
- Q 2—20 商品開発を業者に依頼中だが、加工費・原材料費・デザイン費・商品の撮影費は対象になるか。
- Q 2—21 新商品の味を改良するため県外の専門家を訪ねる場合、旅費等はどこまでが対象経費になるのか
- Q 2—22 ECモールへの登録料・出店料・月額利用料は対象として認められるか。認められる場合、初年度1年分が支援対象になるのか
- Q 2—23 卸業者が小売店を対象に行う販売拡大は対象となるか

- Q 2-24 商品開発のために他社製品を購入したが、補助の対象になるか
- Q 2-25 レシピ開発にかかわってもらおうと思う方は、どのような方が対象になるか  
一般人、個人事業主は対象とみとめられるか
- Q 2-26 出張に係る旅費の中には、日帰りが困難な場合の宿泊費も含まれるか
- Q 2-27 感染対策の為に機械導入の工事費はどこまで対象になるのか。見積もりの内訳等はどこまで取れば良いのか
- Q 2-28 移動販売のためのモバイルオーダーを考えているが、そのための初期費用（タブレットの購入・ルーターの導入）は対象になるか
- Q 2-29 原材料が富山県産の水道水の場合、対象になるか
- Q 2-30 新商品を瓶詰めするための機械が必要だが、匂いが強いのでレンタルやリースは不可と思われる。その場合も購入は対象にならないか
- Q 2-31 サプリメントは対象になるか

【③申請時期・対象時期について】・・・P 9～

- Q 3-1 申請時期はある程度出来上がってからのほうがよいか。対象事象が完了してから申請したほうが良いか
- Q 3-2 対象となる物品を令和3年3月に購入し、4月1日以降に設置・導入をした場合は対象になるか

【④提出書類について】・・・P 9～

- Q 4-1 経費の積算根拠となる資料は、見積書やカタログ等が支払い済み等の理由で用意できない場合、領収書やレシートでも可能か
- Q 4-2 感染防止対策商品以外の備品の金額も、領収書に含まれている場合どうすればよいか

- Q 4 - 3 領収書を提出予定だが、但し書から商品内容が把握できない場合どうすればよいか
- Q 4 - 4 登記簿謄本は必要か
- Q 4 - 5 様式第一号、2の備考の書き方について
- Q 4 - 6 様式第一号 6(2)下段「新たに販売する県産農林水産物等(予定)」の商品名等の欄は、上段の「現に販売している県産農林水産物等(実績)」と同じでも良いか

【その他】・・・P10～

- Q 5 - 1 郵送で申請する場合、普通郵便で良いか(追跡できない形で良いか)

「とやまの食」販売等緊急支援事業 よくある質問 \*\* 回答編 \*\*

【①事業概要・事業内容について】

Q 1-1 申請は店舗毎ではなく、事業者毎でよいか

A 事業者（代表者）の申請となる。

Q 1-2 今回の「とやまの食」は昨年も実施した事業か

A 昨年実施していた「『とやまの食』ネット販売等緊急支援事業」で、「ネット販売」への取組みが必須であったが、今回の「『とやまの食』販売等緊急支援事業は」ネット販売に限らずリアルでの商談会への出展等の販売拡大の取組みも対象となる。また、販売拡大の取組みと合わせて行う、商品開発、感染防止対策に係る経費も補助対象。

Q 1-3 インターネット等を活用した販売拡大が必須の取組とあるが、これは事業費のうちどれだけの割合を占める必要があるのか（取組の主であるべきか）

A 金額の割合に定めはない。

Q 1-4 感染防止対策のため、対面販売をしないように、自動販売機を導入予定だが、この事業を活用できるか

A 自動販売機の購入費は補助対象外（備品導入は「感染防止対策」に係るもののみ補助対象）。ただし、自動販売機を活用した販売拡大の取組み（例：自動販売機でのテスト販売のための一時的なリース料や自動販売機向け商品の開発費用）は補助対象となる。

Q 1-5 外注先の業者は県外の業者でもいいのか

A 県内外は問わない。

【②申請対象について】

Q 2-1 販売拡大に向けての宣伝・広告費（看板・インターネットを利用した広告・インターネット以外の広告・のぼり旗・新聞折り込み代等）は補助対象になるか

A 宣伝・広告費は対象外。商品に同封する新商品のリーフレットやレシピカード等の製作費、展示会に出展する際に必要なブース設営費（のぼり旗等含む）であれば補助対象となる。

Q 2-2 県産のお酒をネットで販売することを検討中だが、対象になるか

A 原材料（酒米等）が富山県産であれば対象になる。  
ただし、水はこの場合の原材料には含まれない。

Q 2—3 ECモールのリニューアルなどにかかる経費も補助対象になるか

A 補助対象となる。

Q 2—4 加工場の感染対策の費用も対象になるか

A 販売拡大とあわせて行う取り組みであれば対象となる。

Q 2—5 すでにあるHPは対象になるか

A 開設に係る費用は対象にはならない。但し、新たにネット販売のしくみを導入あるいは変更するなど事業趣旨に合うリニューアル・ページ追加を行う場合は対象となる。

Q 2—6 指導・助言等をうけるために依頼した外部の専門家等の飲食費は経費として認められるか

A 専門家等への謝金は対象として認められるが、飲食代は対象外。

Q 2—7 旅費の中に、高速料金は含まれるか

A 高速料金・ガソリン代は、通常業務との仕分けが明確に確認できない為、対象外。

Q 2—8 公共交通機関が使えない場合、タクシー代やレンタカー代は補助対象になるか

A 代替の交通機関がない場合、タクシー・レンタカーは対象となります。この場合、事業にのみ使用したことがわかる証拠書類が必要となります。

Q 2—9 期間中に複数回の展示会等を開催する場合、複数回分の展示会経費の申請を、一度にまとめて行うことは可能か

A 可能（1事業者につき、申請は1度まで）

Q 2—10 商品開発のために本事業で補助を受けた試作品（サンプル）は販売してはいけないのか

A テスト販売等も想定されるため、試作品の販売は可能。

Q 2—11 HPの開設やリニューアルは必須か

A 交付要綱第6条別表の区分「（1）インターネット等を活用した販売拡大」にあてはまる取組みが必須だが、必ずしもHPの開設やリニューアルには限らない。展示会（オンライン・リアル）への出展料等も対象となる。

Q 2—12 キッチンカー等を利用した移動販売も対象になるか

A キッチンカーの導入に係る費用は補助対象外（備品導入は「感染防止対策」に係るもののみ補助対象）。ただし、キッチンカーを活用した販売拡大の取組み（例：テスト販売のための出展委託料やキッチンカー向け商品の開発費用）は補助対象となる。※Q1-4 参照

Q 2—13 来年度からHPで使用するための商品撮影やページ作成にかかる経費は対象になるか

A 補助対象外。令和4年1月17日までに実施完了（この場合、HPで使用）する事業が対象。

Q 2—14 製造ではなく販売だけを行う事業者でも補助の対象になるか

A 対象となる。

Q 2—15 富山県中小企業リバイバル補助金（第3次）に申請中だが、機器を導入したのでこちらの支援金にも申請は可能か

A 国や県の他の補助金を活用している事業については申請できない。ただし、事業（取組み）の内容が異なる申請であれば、申請は可能。

Q 2—16 新商品製作のための機器の導入は対象経費になるのか

A 対象外（備品の導入は感染防止対策に係るもののみ対象）。ただし、商品開発等に必要で一時的なレンタルやリースであれば対象となる可能性がある。

Q 2—17 事業内容の変更は可能か（新商品パッケージの製作枚数の減）。

A 事業費の30%以内の減額であれば、手続きは不要で実績報告時に変更後の実績を記載する。事業費の30%を超える場合は、様式第2号を用いて変更承認申請が必要。

Q 2—18 既存商品のパッケージを新しく開発するための費用は事業の対象になるか

A 通販に適した形状にする等、販売拡大の取組みに必要であれば対象となる。

Q 2—19 袋や段ボール等を開発したとして、実際に販売するための袋・段ボール製造に係る費用は対象になるか

A 袋や段ボール等の開発に要するデザイン費や試作に必要な最低限の数量の原材料費は補助対象。

Q 2—20 商品開発を業者に依頼中だが、加工費・原材料費・パッケージデザイン費・商品撮影費は対象になるか。

A パッケージデザイン費・商品撮影費は補助対象。加工費・原材料費は試作に必要なものは補助対象。

Q 2—21 新商品の味を改良するため県外の専門家を訪ねる場合、旅費等はどこまでが対象経費になるのか

A 事業の遂行に必要と認められれば旅費や専門家への謝礼等が対象となる。ただし、通常の営業活動と明確に区別すること。また、専門家との会食等飲食費は補助対象外。

Q 2—22 EC モールへの登録料・出店料・月額利用料は対象として認められるか。認められる場合、初年度1年分が支援対象になるのか

A 初回登録費用は補助対象。月額利用料については事業実施期間（最大：4/1～1/17）のみ補助対象となる。なお、売上に応じて係る費用は補助対象外。

Q 2—23 卸業者が小売店を対象に行う販売拡大は対象となるか

A 県産農林水産物やその加工品を販売する事業者であれば、商談会への出展等、BtoB の取組みも補助対象となる。

Q 2—24 商品開発のために他社製品を購入したが、補助の対象になるか

A 商品開発のために必要と認められれば補助対象。

Q 2—25 レシピ開発にかかわってもらう方は、どのような方が対象になるか  
一般人、個人事業主は対象と認められるか

A 専門知識を有する方であれば、個人・法人は問わない（一般人は対象外）。一般の方へのモニター調査であれば、サンプル代等調査に必要な経費は対象となる。

Q 2—26 出張に係る旅費の中には、日帰りが困難な場合の宿泊費も含まれるか

A 宿泊が必要と認められれば補助対象。ただし、グリーン車やビジネスクラス等の特別に付加された料金は対象外。

Q 2—27 感染対策の為の機械導入の設置費は対象になるのか。見積もりの内訳等はどこまで取れば良いのか

A 感染防止対策に必要と認められる機器等の導入費は設置費用も含めて補助対象（補助対象外の機器を同時に導入する場合は、補助対象内外、例えば、電柱から作業所までの架設工



事費などは対象外、が仕分けできる内訳が必要)。なお、導入機器は法定耐用年数が経過するまで資産管理台帳等で管理すること。  
※今回の事業では、大がかりな工事を要する設備の導入は想定していません。

Q 2-28 移動販売のためのモバイルオーダーを考えているが、そのための初期費用（タブレットの購入・ルーターの導入）は対象になるか

A タブレットやルーターは事業の目的以外にも使用可能（汎用性が高い）なため補助対象外。ただし、モバイルオーダーシステムの利用料等は、事業実施期間中は補助対象となる。

Q 2-29 原材料が富山県産の水道水の場合、対象になるか

A 本事業においては、水は「県産農林水産物」には含まない。例えば、醤油の場合、大豆等も富山県産であれば補助対象。

Q 2-30 新商品を瓶詰めするための機械が必要だが、匂いが強いのでレンタルやリースは不可と思われる。その場合も購入は対象にならないか

A いかなる理由があっても、機器の導入費用は感染防止対策に係るもののみが対象。

Q 2-31 サプリメントは対象になるか

A 補助対象となる。※サプリメントは食品（医薬品・医薬部外品ではない）。

### 【③申請時期・対象時期について】

Q 3-1 申請時期は事業実施前か。対象事象が完了してから申請したほうが良いか。

A どちらでも構わない。ただし、申請後、書類の不備等で申請受付までに期間を要する場合も多く、受付順の交付決定となるため、早めに申請することが望ましい。

Q 3-2 対象となる物品を令和3年3月に購入し、4月1日以降に設置・導入をした場合は対象になるか

A 補助対象外。事業着手（この場合は物品の発注）が、令和3年4月1日以降の事業が補助対象。

### 【④提出書類について】

Q 4-1 「見積書の写しその他の経費の積算の根拠となる資料」は、領収書・見積書・レシートそれぞれでも可能か。

A 申請前に既に購入している事業実施に必要な消耗品等については、支出証拠として

のレシートは可とするが、レシート上で内容が明確に示されていない場合は、内容がわかる資料を必ず添付すること。また、申請後に購入するものについては、見積書等経費積算の根拠となる資料を添付すること。実績報告提出の際には領収書が必要になる。その他の必要な書類は、実施要領内の(別紙)補助対象経費や留意事項を参照。

Q 4 - 2 感染防止対策商品以外の備品の金額も、領収書に含まれている場合どうすればよいか

A 補助対象内外が確認できる内訳を添付すること。

Q 4 - 3 領収書を提出予定だが、但し書から商品内容が把握できない場合どうすればよいか

A 必要に応じて、別途明細を提出すること。

Q 4 - 4 登記簿謄本は必要か

A 必要。申請書提出の際に、併せて提出すること。個人事業主など、登記簿謄本がない場合は確定申告書の写しなど。

Q 4 - 5 様式第一号、2の備考の書き方について

A 税の仕入控除をしていなければ「該当なし」と記載。

Q 4 - 6 様式第一号 6(2)下段「新たに販売する県産農林水産物等(予定)」の商品名等の欄は、上段の「現に販売している県産農林水産物等(実績)」と同じでも良いか

A 新たに販売する商品のみを記載してください。商品開発を行わない場合は、空欄で構いません。

Q 4 - 7 申請の際に業績が悪化した事がわかる書類も添付しなければならないのか

A 書類の添付は不要だが、様式第一号の「6(1)事業の現況…補助事業の必要性」の部分に新型コロナウイルス感染拡大による影響を記載すること。

【その他】

Q 5 - 1 郵送で申請する場合、普通郵便で良いか(追跡できない形で良いか)

A 普通郵便で構わないが、不着等トラブルに関する責任は負わない。